

第五十五回
参議院法務委員会會議録第八号

昭和四十二年六月十五日(木曜日)
午後一時三十二分開会

委員の異動

六月七日

小柳 勇君

補欠選任

六月八日

野々山 一三君

補欠選任

六月十四日

亀田 得治君

補欠選任

六月十五日

竹田 現照君

補欠選任

六月十五日

亀田 得治君

補欠選任

野々山 一三君

補欠選任

大矢 正君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

浅井 亨君

理事

後藤 義隆君

委員

田村 賢作君

久保 等君

山田 徹一君

木島 義夫君

斎藤 昇君

中山 福蔵君

松野 孝一君

大森 創造君

田中 一君

山高しげり君

法務大臣

田中伊三次君

政府委員

法務省民事局長

新谷 正夫君

事務局側

常任委員会専門員

増本 甲吉君

説明員

経済企画庁総合開発局参事官

山下 武君

法務省民事局第三課長

住吉 君彦君

本日の会議に付した案件

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(浅井亨君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る六月七日、小柳勇君が委員を辞任され、その補欠として野々山一三君が委員に選任されました。

また本日、亀田得治君及び野々山一三君が委員を辞任され、その補欠として大矢正君及び田中一君が委員に選任されました。

○委員長(浅井亨君) 次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、政府から提案理由の説明を聴取いたします。田中法務大臣。

○国務大臣(田中伊三次君) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称、管轄区域等を変更

しようとするものであります。以下改正の要点を申し上げます。

第一は、簡易裁判所の名称の変更であります。すなわち、市町村の廃置分合により静岡県の吉原市が富士市の一部となりましたので、これに伴い吉原簡易裁判所の名称を富士簡易裁判所に變更するほか、これと同様の理由によりまして、布施簡易裁判所の名称を東大阪簡易裁判所に、平簡易裁判所の名称をいわき簡易裁判所に、それぞれ變更しようとするものであります。これらの名称の変更は、いずれも地元住民の希望をも考慮したものでございます。

第二は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。御承知のとおり、裁判所の管轄区域は、おおむね行政区画またはこれに準ずる区域を基準として定められておりますが、市町村の廃置分合により、現在尾道簡易裁判所の管轄に属している広島県の松永市が福山市の一部となりましたので、これに伴いその区域を福山簡易裁判所の管轄区域に変更し、また、現在福島簡易裁判所の管轄に属している福島県の双葉郡久之浜町及び大久村がいわき市の一部となりましたので、その区域をいわき簡易裁判所の管轄区域に変更しようとするものであります。これらの管轄区域の変更は、いずれも、土地の状況及び地元の住民の希望を考慮するとともに、関係諸機関の意見をも十分参酌いたしましたものであります。

第三は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理であります。市町村の廃置分合、名称変更等に伴い、同法の別表第四表及び第五表について当然必要とされる整理を行なうとするものであります。

以上が下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませう、お願い申し上げます。

○委員長(浅井亨君) 本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(浅井亨君) 次に、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案を議題とし、本案に対する質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○田中一君 今回提案されたこの法律案の内容は、司法書士並びに土地家屋調査士の団体としての性格を法人化しようということになっておるわけでありまして、従来任意団体として各法務局単位に士会があつたわけなんですけれども、こゝろしなやならぬという理由の大きな問題について、たとえば教育制度をどうしようとかという問題はありますが、実際にねらうておるものはどこにあるのか。いままでのものであつては、国民から信頼とか、あるいは他の不自由な、不便なことがあるということならば、そのほんとうの理由はどういふところにあるのですか。

○説明員(住吉君彦君) ただいま民事局長が商工委員会に出ておりますので、かわつて御説明申し上げます。

両会の法人格付与を希望しております真意は、会としての財産の維持、管理の必要が主たるものでございます。そのほか、司法書士会におきましては全国で約一万二千名、調査士会におきましては一万六千名をこえておりますが、このように会員の増加とともに対内、対外的にいろいろの關係が出てまいります。すなわち、対内的には会が会員の指導、育成、品位の保持ということにその目的を持ってありますが、対外的には会として一般国民に対する啓蒙あるいは業務に関する相談といふことをいろいろやっておりますが、現在

いずれも人格なき社団としていろいろの面で支障を生じております。そういう関係で、今回両会に法人格を付与していただきたい、こういう趣旨の法案を提出いたした次第でございます。

○田中一君 この法律案が、資格ある土地家屋調査士が営業する場合には強制加入をしなけりやならないというふうなことになると思いますが、これは俗に言う強制加入という一つのことばであらわしていいのかわかりませんが、どういふことばで表現したならば妥当なんでしょうか。

○説明員(佐古君彦君) ただいま先生お話しのとおり、私どもは強制加入と、こう申しております。

○田中一君 憲法上職業選択の自由という大原則がある以上は、自分の職業を営む場合に、こういう団体に入らなければならぬの営業は、職業は認めぬぞということは、憲法違反のおいも相当あるわけですね。私は強制加入という表現のしかたをするのは不当であると思うのです。また、誤解を生ずると思うのです。強制加入的な行政指導というところに重点を置いておられるのじゃないかと思うのです。その点は法務大臣どうでしょう。十九条の解釈はどういうふうに表現したらいいのですか、法務大臣。

○国務大臣(田中伊三三君) 憲法との関係でございますが、いま先生仰せのように、この法律によりまして、加入をしなれば業務を行なうことができません。これは本法のみならず、弁護士会におきましても、医師会におきましても、似た立場をとっておる法律はたくさんあるわけでございます。そこで問題は、やろうと思つてもやれないではないかというところになるわけですが、これは試験制度とともに、その団体に加入をしなれば業務を行なうことができないというところは、憲法上の職業選択の自由の原則の上からは差しつかえないものではないか。逆に申しますと、試験に合格しても、加入をしなくても、その人についての何か特別の方法によつて業務を行なわしめないのだというふうなへんばな取り扱いをいたしております。

せん場合には、試験に合格をしている者は参加すれば業務はできるのだ、こういう条件のついた職業選択の自由ということになるわけでありまして、これは憲法という職業選択の自由の抵触しないのではありませんか、こう考えるのであります。○田中一君 法務大臣は弁護士を職業にしているけれども、弁護士会に属さない弁護士というものはあるのですか。

○国務大臣(田中伊三三君) 弁護士会に属さない弁護士はございます。ございまして、業務はとれない。弁護士会に入らないと業務がとれない。○田中一君 業務としてでない特別弁護士としての弁護士行為はできるのですか。

○国務大臣(田中伊三三君) それはできることになっております。その事件のみにしてできることになっております。

○田中一君 医師は大体、日本医師会、各地の地域医師会に入っております。これは医師が医療の業務として行なう場合には医師会に入らなければならぬというところに医師法はなっておりますか。

○国務大臣(田中伊三三君) そうなっております。○田中一君 そうすると、医師が業務を行なわないう医療行為というものを行なう場合には、医師会に加入しないでも、弁護士と同じように自由だというわけですか。

○国務大臣(田中伊三三君) これは詳しくは存じません。医師会に入らなければ、業務は行なえない。

○田中一君 業務を行なうのじゃない、医療行為を行なう。医療行為を行なう場合と業務を行なう場合と違うわけですね。したがって、医療行為というものは、報酬を受ける目的で行なう医療行為ではないわけですね。その場合にはどうですか。

○国務大臣(田中伊三三君) それは医師の資格を持っておりますと差しつかえがないと思ひます、業務でなければ。

○田中一君 司法書士並びに土地家屋調査士から

見て、この十九条の表現はきびしいという見方もできますが、またあいまいな表現のしかたを使つていふとも見えるわけですね。たとえば、「調査士会に入会している調査士でない者は、第二条に規定する土地又は家屋に関する調査、測量又はこれらに必要な申請手続をすることを業とする」とが、できない。ところが憲法では、二十二条に、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」とあります。この職業選択の自由、土地家屋調査士会に入会せざる限りできないということ、これはたとへば憲法にあるような「公共の福祉に反しない限り」という場合の「公共の福祉に反する」といふおそれが単独ではあるのかどうかということが問題になつてくるわけですが、その点はどうですか。土地家屋調査士がその団体に加入しないので業として行なう場合に、公共の福祉に反するおそれがありますか。

○国務大臣(田中伊三三君) その場合は、公共の福祉に反するといひます。公共の福祉の上からやむを得ず制限をするといひます。そういう立場で試験制度をとり、そうして試験に合格した者は会に入会をするという条件を付しているものと考えます。先生の仰せのような憲法論として申しますと、そういうことになるのだと思ひます。

○田中一君 私は常に、国が直接行なう行政行為といひます。私には、国が直接行なう行政行為といひます。行なう場合に、国民に俗に言うけたをあたすけれども、国民の責任において事をなさして、だから嚴格に言うところの委任行為です。国が一つの資格者に委任をして、そうして業または業と同じような仕事をを行なわせる場合がたぶんあるわけなんです。たとえば医師にいたしまして、医療行為といふものは、憲法で明らかに健康を保障するといふ条文があるわけですね。当然これは国がしなければならぬわけなんです。しかしながら、それが一つの国の行政としてできない。それはできないというのか、じかにはできないでしょう。だから、民間の医師といふものに試験

制度あるいは資格を与えるような非常な勉強をさせて、そうして委任をする。一種の委任行為です。国民の健康といふものに對する。そうして制約をする。たとえば、日本医師会に入らなければ、地域医師会に入らなければその業務を行なうことを認めないといふこと、これは憲法の職業選択の二十二条の条文との間に私ははもと明快な解釈が必要だと思ひます。強いものでもいいと思ひます。何と云へば、医療関係に属する者は全部国家公務員である——国家公務員法上の公務員という形でもつていいいかどうかかわからぬけれども、自由社会の今日の日本の現状から見れば、そして、国じやなくして民営として一つの資格を与ると言ひながら、やはり国の一つの委任行為である。土地家屋調査士の場合でも、これは極端な例は、登記法によつて、土地家屋調査士は自分の調製したところの測量とかあるいは家屋の調査とかいふものを自動的に、これが土地台帳なり家屋台帳といひます。これにそのまま移行してしまふわけですね。移つてしまふわけですね。したがつて、登記をするまではこれはもうほんとうの業としての仕事なんです。登記所にそれが選ばれてこれからはほんとうの公文書なんです。これはもう絶対のものですね。そして、もしそれをおまへ間違つたならばと言つて、永久、おそらく本人が生きている限りその責任は負わされているのです。登記所へ移つて国の公文書となつて、土地台帳にそのまま記載される。したがつて、そのまま移ることになつておられます。法律では、その責任まで土地家屋調査士が引き受けなければならぬといふことは、ちよつと問題があるのじゃないかと思ひます。責任まで。本来ならば、土地家屋調査士は国民の依頼によつて調査、測量業務を営んで、そうして書類を作成して、そして登記所に持つていって登記をするという法律にある。はたして登記そのものの内容が正しいか正しくないかといふことは、これは何らいわゆる法務局がそれに対するチェックをしていないのです。これは正しいのだという証明がないのです。ま

た、正しいか間違っているかというこのチェックをすることをしないわけなんです。そして相手の責任だけが残っている。これは、そういう重大な国の公文書をつくるための一つの基礎的な書類をつくる、図面等をつくるのだから、おまえさんの身分というものは、十分に法務省がその人間を知らなければならぬから、こういう強制加入というような団体に入らなければ業務ができないというような規制をする。私はこういうものはなくさんあるのじゃないかと思うのです。また一方、この土地家屋調査士を業とする者となれば、これが一つの義務であると同時に権利かのごとき誤解というか、誤認をしている形が相当あるのです。これならば、はっきりと国の仕事、行政を代行する受託者だというような立場を強く持つことのほうが正しいのではないかと思うのです。これは弁護士でも、なかなか土地家屋調査士の仕事なんというものはやっていると人はいやしませんよ。これは昔よく司法書士にも書類をつくるのはできたし、理論でも何でもない。実体的の一つの労働なんです。技術的な労働なんです。それならばもつとほつきりとしてそのものを身分上の国から一つの仕事を預けられた者としての立場を確立しなければならぬのじゃないかと思うのです。その点は将来の問題としてどうお考えになりますか。

○国務大臣(田中伊三次君) 先生仰せのごとくに、登記なら登記という場合を考えてみると、司法書士は登記に関する書類を一切作成して提出をする。それから、提出いたします書類に添付をする実測を要する図面等は司法書士はやる権限がございませんので、これは土地家屋調査士がその図面をつくらします。これを添付いたしました登記所に提出する。そうすると、法務局はこれを受理するが、いま先生仰せのとおり、そう言われてみるとなるほどと思うのでありますが、具体的にこれを現地に及んで実測をして調査をするわけでない。ときどき起こっておりますね、何番地といって売ってみたところが、それは何番地じゃないの

で、何番地は左でなしに右にあったといったようなことが起こっておりますが、先生仰せのごときそういうたてまえで、ただいま形式的な受理をしてそれに判をつけておりますから、そういうことが起こるのでございます。したがって、そういうことの起こりますというところは、裏を返せば、司法書士の仕事も土地家屋調査士の仕事も、まことに重要な国家の登記に関連をして、国民の権利義務に関する重大なことを扱うのだから、そこで試験制度もある。同時に、人格の向上並びに親睦をはかりながら、仕事の指導もしていかなければならぬということでありまして、これに法人格を与えて法人にもしてやりたいというふうに、御要望に応ずるごときによりやろうとする努力が今回のこの法案のお願いとなってお手数をおかけしておりますのでございまして、なるほど、将来の問題でありますけれども、こういう重要な仕事をいたしますものを民間の営利団体として手数料制度で仕事をさせるといふことに放任をしておかないで、これほど責任を負わすものであるならば、何か国家が身分の上から考えるべきものではなからうかというのをいまごろに気がついたと言つては申しわけないのでありますが、お話を承つてなるほど考えるのであります。これは重要な御意見であると存じますので、将来の問題としてこれをひとつ検討してみることになります。

○田中一君 土地家屋調査士、これはあらゆる業務の技術的、事務的なミックスした一つの新しい職業なわけなんです。これは、たとえばかつて戦後だといふさむらい法がたくさんでございましたから、司法書士法もでき、測量士法もでき、いろいろ関係するものができたのです。何というか、登記を要する書類等に関するいろいろなものができた。最近北海道で非常に大きな問題になっているのは、北海道開発局が一つの事業を行なう場合に、測量士に測量を依頼するわけなんです。たとえば道路の改築工事をやる。あるいは買収等の問題が起こ

る。そうすると、民間——国有地ではありません、民有地に対して測量をやつて、これはどのくらいで買収するとかなんとかいう問題をきめなければならぬ。また、買収したものに對するあらゆる手続をさせているわけなんです。これは、土地家屋調査士でなく、測量士にやらせている。測量士は今度それを、それほ法律でもつていろいろな責任を負わしてある土地家屋調査士に依頼しないで、測量士が調製した書類を、開発局から開発局で自己登記をするわけなんです。何も、土地家屋調査士に頼まなくても、自分で正規の書類をつくれれば、これは認めてくれます。自分でやるのを認めてくれないはずはございません。そうすると、開発局は開発局で、測量士に書類から測量から一切の手続をさせて、自分で登記した形でもつて——開発局が登記手続をしたという形で測量士にそれをさせてしまふ。そうして、むしろこれは一つの請負行為をやつておりますから、だから土地家屋調査士が当然受くべき報酬は受けていたわけなんです。またこれは、この法律をつくつてから今日までもう十六、七年になりますが、しばしば起こつたのは、土地家屋調査士がおらないという地域があるわけなんです。登記所はなるほど一定の、たとえば三多摩地区で言へば、立川なら立川にあるとか、あるいは青梅にあるとかいいます。そのずつと僻地にあるところの村などでは、できないものだから、どうしても土地の吏員、役場の吏員にやつてもらふ、一切の図面、手続を。これは資格などは持つておらぬわけなんです。そうして自分で登記するといふ形でもつて持つていくという例があるわけなんです。こういう点は見のがしているわけなんです。制裁する何もないのです。こういう点についてはどうお考えになりますか。

○国務大臣(田中伊三次君) いまのお話に対する答へてございしますが、自分の申請を自分がみずから図面をつくる。人につくらすという場合は、委託を受ける者は資格者であつて、それは団体に加入しておらなければならぬけれども、自分の図面を自分がつくつて自分が申請するということは一向差しつかえがないというたてまえになっておると存じます。

○田中一君 だから、地方の土地家屋調査士がいない地区とかは、役場の土木あたりの人がつくつてやるのです。これは業としてじゃなくて、報酬をもらつてやるのです。反復して同じことを繰り返すとかだといふ定義になつておりますが、おらないものだからやむを得ず、一々十里先の立川まで行つてやつてもらつてまた行くのじゃ金がかつてかなわぬということ、人に頼んで測量をして、そして書類をつくつてもらふ。そして自分でつくつたかのごとき登記行為をするわけなんです。しかし、実際は、土地の吏員等が手数をもらつて、お札をもらつてやつてるといふ事実がたたくさんあるわけなんです。

それから司法書士しかりです。司法書士も一応代書的な手続の行為をやるのですが、これも測量ぐらいのことはできるわけなんです。もう単純なもの。三角点からもつてどうこうという高度なものじゃない。これとこれを測量してこようとするのだという場合はできるわけなんです。それでも通るわけなんです。登記所は通つてしまひます。そういうものでも、司法書士が自分の登記と同じような形で手数料を取つてやつてるといふものがたくさんあるわけなんです。私は、これは測量士は測量として、司法書士は手続とか、土地家屋調査士はその二つをミックスした完全なものをまとめてつくつていふという組み立て屋だから、一番どうもそういう測量士並びに司法書士から攻められて当然自分が行なう業務というものを侵されていふということになるわけなんです。もつと積極的になつて法務大臣が言つてするように、土地家屋調査士でなければ登記事務を行なうことができないという形までに発展させることが必要だと思ふのです。個人の登記は認めません。だれかが立証しなければだめでございますよといふことぐらゐまで行くべきだろうと思ふのですが、その点ど

うですか。というのは、同じような業態があると思うのです。非常に国民の利害、社会の福祉上の重大な問題を考えた場合に、この人間の手續でなければだめだということがあると思う。たとえは国家試験をとって資格を与え、そうしてその登記所というものは、永劫、日本の国が存在する限り、登記法が存在する限り、土地家屋が固有にならない限り、これに対する責任を負っているわけなんです。こういうような大きな責任を負わなければならないものを土地家屋調査士以外にさしてはならないのだ、土地家屋調査士がきめられている業務の場合には——というくらしいの優遇と言つては語弊があるけれども、それに見返る一つの権利的なものを与えたらどうなのか。それはこういうことなんです。そんなことをしたのでは国民の負担が重くなるじゃないか、そんなことは許されないと、こういうことを言うかも知れない。反論する人は言うかも知れないけれども、しかしながら、大きな責任を負わなければならないことになり、かつまた他からそれを侵され、自分の名前を出すのは自由でございまして、よくここに間違ひがあるのではないか。そうしたならば、この強制加入の——営業には、どこまでも法務局長の指導下に団体というものを規制し、そこに加入しなければならぬのですから、測量、一切の届け出というものは土地家屋調査士でなければできないというような形までに発展させるということが望ましい。法務大臣は将来ともそういう方向に向かつて検討しようということだとよくは理解したいと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(田中伊三次君) いま先生のお示しのようなことが、山間僻地に参りますと、間々あるのではないかと、たくさんあるのじゃないかと、こう考えられるのでございます。そこで、そういう場合に、やむを得ず役場の書記に頼んで幾らかお札をして書いてもらった場合といえども、受理するときの提出の形としては、本人の申請を本人みずから作成して、本人みずからが図面をつくつたというたてまえで出しておきますので、現在は

やらしておるのでございます。しかし、責任の非常に重要な権利義務を生ずるものであって、それが実態に沿わざるものがないとしないというふうな重要なことを考えてみますと、資格ある者が団体に加つて、その団体の指導を受けて業務をやつていくということがまことに正しいのではないかと、こう考えるのであります。一つ先生の仰せになりますことで困つた問題だと思ひますことは、そういうふうな申請は一切認めないのだというに個人としての申請は一切認めないのだというに踏み切つてしまふ場合においては、ただいまも事務から御説明申し上げましたように、司法書士は日本全国で一万二千名、土地家屋調査士は日本全国でわずかに一万六千名しかおりません。そういうわずかな数でございまして、山間僻地に行きますと登記をいたします有資格者というものが比較的少ないのでございまして、非常に少ないわけでございます。そうすると、登記をする権利を有する国民の皆さんに非常に不便をかけるというやうなことが一つ出てきまして、直ちにいまを考へますので、それさえなければ、直ちにいまここでどうしたいということも答弁として申したいのでございまして、そういう事情が反面にございまして、御意見まことにございまして、なにごとと存じますので、これはこの制度を整備徹底していくという観点から、これをいかにしていくべきか、かれこれ勘案をいたしまして、ひとつ十分に積極的な姿勢でこの問題の検討をしてみたいと存じます。

○田中一君 どうも法務大臣は昔から答弁がうまいから困るのだけれども、こういうことがあるのです。建築をする場合に、作図は、三十坪以上の木造建築は二級建築士が製図をしなければならぬといふのです。建築士が製図をしなければならぬといふのです。届け出も、その製図をした二級建築士でなければならぬ。鉄筋コンクリートの場合には三十坪ですか、十坪以上のものは必ず二級建築士以上の者にしてもらわなければならぬといふことになっているのです。ところが、これは建築という性格上技術的な面がありま

すからそういう規制をしているわけですが、土地家屋調査士は百億の仕事もできるのです。それから五十万の仕事も一つの登記行為で終わつてしまふのです。社会に及ぼす影響というものは、事の大小とか金銭でものを割り切るばかりが能く、義務は登記所にあるわけなんです。登記所はしやしませんよ。自分で自分の書類をつくつて登記するといふ、ただ登記行為だけなんです。ところが、間違つた登記をした場合には、これは将来とも国民生活、社会に大きな害悪をもたらす場合が多いわけなんです。たとえば、自分の家を適当に近隣の判を取つて五百坪のものを千坪と書くこともきつとあるでしょう。あるいは、所有者がどこに行つたか行くか不明とかいう場合には、だれかに証明をもらつて、近隣の者に判をもらつてくるということになるでしょう。そういうことをした場合に受ける社会的なあれといふものが、相当影響が強いと思うのです。だから、むろんむずかしい問題です。むずかしい問題といふことは、国民の負担といふものを考へた場合に、何もかも土地家屋調査士でなくちゃ届け出ができないとなればたいへんだらうと思ふのですが、しかしながら、こうして各地の法務局のもとにすつかり訓練されて、国家試験も受け一つの資格を取りその業務を行なうという場合には、当然国がしなければならぬことなんです。本来ならば、登記といふ一つの厳然たる権利義務を明らかにする行為ですから、これに対する立証するもの、間違ひのないなら間違ひのないといふことをしなければならぬ。といつて、登記所のほうにそういうものを一々提出した書類によつて——建築の場合には必ず提出書類によつて調べます。ああこれは間違ひないといつてO.K.してよこすのです。それで完成ということになります。法務局も、ここに権利の問題ですから、財産の問題とか、いろいろ問題がありま

す。それを登記所の職員が一々現場に立ち入つて所有関係も調べて、これで間違ひない、正しい書類だといふことになつて、初めてその信憑性というものが証明され、かつまたそこで初めて土地家屋調査士の義務も責任も解除されるわけなんです。それをしないで、一方的に義務だけ負わしているという形で残されている書類なんです。これはやはり国が、土地家屋調査士の品位、地域社会における重要性といふものを考へて、権利義務、財産の保全といふものをはっきりやるためにはこれだけの費用がかかるんだ、これは当然なんだといふような普遍的な常識といふものが地域社会に理解されてくるようになると、そうした将来のトラブルがなくなつてくるわけなんです。そこまでは、納得します。しかし、これにむろん反論がありますよ、議論を言へば、それはたいへんなことじゃないか、特定の者にそんな権利を与えるというけれども、もしそれができなければ手数料を上げなさい、生活できるような手数料を支給するよ。な制度を——これは地方条例にまかせておりますね。もしそれが、前段のものが完成するならば、日本の地域社会に、だれそれがどこまでの担当といふ、登記所がちゃんと所管区域といふものがきまつていふと同じように、それには必ず何人かの土地家屋調査士がいなくちゃならないのだ、こういうきめ方をするわけがあります。そうすれば別に不便はないのです。弁護士はからだ一つ持つて行けば法廷で弁論できますが、それから考へるとたいへんなことですよ。あいつを信用するから、あいつが持つてくるならば間違ひないのだといふ認定のもとに登記されている行為が、非常にあふ

なつかしいことになる。これは現に一つの例があるんですよ。これはおもしろいから裁判をやつてもらつてゐるのです。国と土地の交換をやつた男がございまして、そこに十何坪くらい、交換して国に売つたのですが、土地台帳に残つてゐるんですよ。本人も知らないから、これは何だろと見たら、売つた土地のほかに十六坪何合という土地が残つてゐるのです。その会社つぶれたものだから、それに目をつけて、

裁判所がそれを差し押えた。いつの間にかそれが東京都になってしまった、国が東京都に払い下げて。その場所は高速度道路の敷地になっている。一番迷惑するのは所有者なんです。日の丸とけんかしたら三代くらいからないと片づかないのです。そのときに、刑事でしたか、こういうことを言っておりました。私行って一ぺん会いしたいところか、「先生、土地台帳というものは間違いないこととあり得るという見解を裁判官は持っているんです」と言った。明治五年につくった台帳なんです。分筆して十六坪残っている。「土地台帳というものは間違いないというきめ方がわれわれしております」と言うのです。裁判官が、実際土地台帳そのものが間違っているのじゃないかという疑問をわれわれは持ちます。明治五年につくった土地台帳を、一体それを何で証明するかとなれば、実際の台帳からえんえんとして存続しているという、分筆されたり何かした、売買されたときの経緯がありますよ、動いた。残った土地は自分のものじゃないかというふうなわれわれは常識的に判断しますが、やはり裁判所はそうは考えません。「土地台帳そのものが間違っているのじゃないか」という疑問を持ちます」といふことを聞いたので、これはおもしろい、それじゃおそばにいる弁護士にやってみろ、そのかわりお金を三万円以上出せないと、どうなるかなと言っているうちに、もう十五年くらいやっているのです。そういうふうな土地台帳さへも間違ひがあり得るのだということになると、裁判所を出るということになります、これは非常に重大な問題になる。これは登記所は、本人が言ってきたのだから、したというので済むかもしれないが、間違ひした測量や間違ひした書類を出したのではないへんかということになる。そうして開明の場合には土地家屋調査士にはあります。司法書士の場合にはちよつと違ひ、これは事実行為と両方あるのです。ミックスして完成しているものなのです。そういう点で、そこまでのものをさせるのは、身分と業務を保障する意味において十九条と

いうものがある以上、もう少し責任を明らかにするために、土地家屋調査士以外には登記事務はできないのだというふうなことにまで発展したとしても、国の一つの制度として、これをそこまで飛躍させれば、社会でこれは認めますよ。国会周辺のデモですら、総理大臣が、裁判所の命令を聞かずに、ぼつと異議があると言えは、それが中止になってしまふんでしょ。それはなるほど国の最高機関は立法府と云うけれども、もう行政権というものは非常に大きいんです、強いんです。裁判所の決定はくつがえすというのです。かつての造船廠の指揮権発動だつてある。その重大な行政権というものを一応まかせておるわけだ。だから、真実を登記することが大事だ。登記法の精神というものが、間違ひしても、どうしようもたのでも何でも書類さえ取ればいんだということじゃ、責任は果たせないと思ふんですよ。けれども、またあなたのように優秀な弁護士が、私のようにこういふような過激的な暴論を言う、あなたの方にこんなものは何だと言つてしまふれるかも知れないけれども、私がこんな余分なことを言うのも、それを土地家屋調査士でなければできないというところに発展させたらどうかということなんです、大きな義務と責任を負うならは、それができなければ、もつと手数料を上げるように指導なさいよ。民事局長、そのぐらいのことにはしなさいよ、ほんとうです。安いもんですよ。これで食っている司法書士はたくさんあります。測量士もわりあいあります。土地家屋調査士というもので食える者はほとんどない。食えないけれどもおしなないんです、これだけで。私はそういう実態から言つて、今度のこの法律の改正というものはまあ非常な前進です。法人格を持たなければ金も貸してくれません、団体には。また、各地方事務局は、何とかその団体を自分の手元に置いて常に教育をする、人格を陶冶するということもやつて品位を上げていくわけですから、いい前進です。その場合には、それはやっぱり反対給付というものを何らかの形で安んずる保障する

という方法をとるようにならねば長くしゃべりましたけれども、法務大臣ひとつ最後にその問題についての答弁をしてほしいと思ふんです。

○国務大臣(田中伊三三君) お説は、ごもっともな御意見だと腹から思ふのであります。よいかげんに思ひついて申し上げているんじゃない。お説もごもっともと考えます。ごもっともと考えます。が、直ちにすつきりした御回答をできません。は、現実の問題として、先生仰せのごとくに方針をとりまして法改正をかりに行なつた場合において、全国津々浦々におります、へんびな所におります人々が、自己の登記を、実測を自己ができないということになるわけでごさいますので、そういう点をいかに調整するかというところは、これまたたいへん重大な問題の一つになると私は考えますので、この点もひとつ考えの中に入れて、積極的な姿勢で、先ほど申し上げましたように、これはひとつ考へていきたい、こう考へております。

○田中一君 次に、土地家屋調査士の業務を侵すものに対する対策はどう考へておられますか。たとえば、さつき法務大臣も言っているように、地方の僻地においては役場の吏員等が行なつていくということ——行なつてもいいんだということだけじゃないと思ふんです。

それから、測量士が北海道開発局の仕事をする場合には、書類を自分で全部つくつてやっていると、これもそれでいいんだというわけでごさいます。私は、土地家屋調査士中心に、これは両方ミックスした仕事でございしますものから、それを質問しているわけですから、それをどう取り締まる——取り締まるというところが適當なことばかどうか知りませんが、どういふ形でそれらのそうした、しいて言へば犯罪ですよ。違法行為ですよ。権限外の仕事をやっておるわけですから。これはおそろく登記所等でも見のがしているんじゃないか。個人の名前において書類が来るからやむを得ませんということだけでは済まないわけですから。こんなことはもう法務大臣もお考えになつてもす

ぐわかる。やつておるだらうとか何とかおつしやつておりました。どうするのですか、一体。それは局長でもいいが、どうですか。

○政府委員(新谷正夫君) 確かに、御指摘のように、末端に参りますと、土地家屋調査士でない者が業として調査士のなすべき仕事をやっておる場合があるんじゃないかということもあつておるわけでごさいます。しかし、これは大臣も先ほど申し上げましたように、調査士あるいは司法書士のいないような地区におきましては、これは本人がみずからつくるというたてまえにすれば別段問題はないわけでごさいますけれども、それも技術的にできないということから、測量だけを頼んで、それをまあ自分がやつたものとして登記所に出してやるというふうなことは、確かに考えられるわけでありまして。これは実質を追求してまいりますれば、確かに土地家屋調査士法十九条の規定に違反するのではないかと問題となつてまいります。また、北海道の場合におきましても、これは北海道庁としてやつておるのか、あるいはそうじゃなくて全然庁とは別個の測量士にそういうことを依頼してやらせておるのか、その辺の実質の問題もあるわけでありまして。もしも土地家屋調査士法十九条に違反するような事態でございすれば、これは私もとしても看過すべきものではないと思つております。しかしながら、現在までのところ、具体的にどういふ人がどういふことをやつたかというところは、これは残念ながら法務省のほうに、あるいは法務局のほうに通告もございしません。ただばく然とさういふことも行なわれておるんじゃないかというふうなうわさのような形で流されてくるわけでありまして。私ももととしては、明らかに法律違反の行為があれば、これは厳正に法律の規定に照らして処置するということ態度でおるわけでごさいますけれども、なかなかそこまで事件が進んでまいらないというのが実は実態でごさいます。北海道の問題につきましては、札幌の法務局と北海道庁の間でいま連絡をとらせています。かりそめにも法律に違反するような形で

測量を行なわれておるとすれば、これは何とか手を打ってさようなことのないようにすべきであるという態度で実は臨んでおるわけでありませう。またその最終的な報告が参つておりませうけれども、少なくとも私も参つておりました。いま申し上げましたように筋目を正して、法律違反は法律違反として処置するだけの心組は十分持つておるつもりであります。

また、先ほど来いろいろ、調査士制度の拡充あるいは調査士そのものの地位の向上というふうな問題と関連しまして、登記所の業務あるいは登記制度そのものについての鋭い御批判をいただきまして、確かに、土地家屋の登記というものを正確にしていくという観点から考えます場合に、まだまだ私どもとしても研究いたすべき点が多々あるかと思つております。ただ残念ながら現在の実情は、全国津々浦々に至るまですべて同じような形で事務が処理できるような形態まで行つておりませう。この土地家屋調査士法ができた際に、これは沿革的なことで、すでに先生御存じのことと思つても、税務署時代に事実上行なわれておりました調査員というものがございまして、これを法制化したしまして、この土地家屋調査士というものができたわけでありませう。さらに進んでそれが強制制度になり、さらに今回法人化するということになつてまいりますと、徐々にはございませうけれども、この制度そのものもだんだんと発展充実をしてきておりますし、また将来もさらに一段と前進することがわれわれとしては期待できるわけでございます。一挙にこれを解決する、すべての問題を一挙に解決するということはなかなか困難でございますけれども、調査士会あるいは調査士そのものの今後の発展の状況、充実の状況とにらみ合わせながら、今後の問題を検討してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○田中一君 登記所に登記行政的な区域があると同じように、それは可能ならば、全部土地家屋調査士会員に命じて、登記所単位の配置を命ずれば

いいんです。それは充足されます。法律違反を犯す者はなくなつてきます。それはあの人たちに頼まなければだめなんだということを浸透させればいい。これはできます。それから北海道の場合には、北海道の法務局は請負として行なわしてゐるんですから、いやその届け出の業務だけはこれだにしていますという言い方もわかりませう。それで、見直しに入りておれませんかと言ふかもしれない、請負ということになると。しかし、これはだれも変な仕事でもって、取れる手数料を取らないでやつてゐるばかりではありませんからね、これは入つてゐるものと思つた。したがって、札幌の法務局は、これは不当であるという判断をして、本省に書類が来ているはずで、ところが、本省ではまだそれに対する——いま局長の話を聞いていてもわからぬところ、ほんとうのそれに対する判断——判断というか、措置をとつておらぬということ、これは遺憾であります。そのためにも、いま土地家屋調査士と測量士の間でもって相当な紛争が起きています。請負業務ということになると、何もかも全部包含されるわけですね。これはひとつ、同じ法務局と民事局と開発局の問題ですから、早期に解決して、そういうトラブルをなくするように、お互いがお互いの分野を守つてやるようにしないと、これは内地の——内地というこ

とははいけませんけれども、本州にも波及するおそれがありますから、さつそくこれを解決していただくかと思つて、これは札幌法務局は、不当であるという判断を出しております。よろしくうございませう。

○政府委員(新谷正夫君) 先ほど申し上げましたように、札幌の法務局に私のほうから指示いたしましたして、そういう違法な行為の行なわれないうようにすること、さらに開発局との連絡も十分とつて、もしもそういう土地家屋調査士法違反のような事実だとすれば、これは防止する必要があるから、そういうふうに措置をとるようにとり趣旨で札幌の法務局に指示いたしております。また判決が出ておりませうけれども、先生の御期待にな

るような方向で努力するものと私どもも期待いたしておるわけでありませう。

○田中一君 それから、同じ北海道の問題ですが、北海道では明治二十九年から、当時払い下げ済みのものの連絡調査という事業を行なつておる。それは四十一年で終わりました。これには、お互いの利害関係者の双方の判がちゃんとついて、承諾書がついてゐる図面ができてゐるんです。大体一ヘクタール——六ヘクタールといったかな、待つてくださいよ——道路四圍ないし五間を取つてその中を払い下げになるんです。そういうことをずつとしておるんです。だから、北海道では査定図というものがきめられておる、完成しておるわけなんです。これを何とか土地台帳として、いわば何というか登記台帳みたいなもので、これに法務省としては現実として認めたらどうかというこの申請を——申請というか、申告を再三再四法務省に持ち込んできてゐるのです。が、実はこれはいつがんとして応じない。これは道庁が明治二十九年から国費をもつて行なつてゐる事業なんです。これは法律十七条の図面だということに認定すればいいではないかと言つて二、三年前からやかましく法務省に申告してゐるのです。申し出てゐる。ところが受理しない。受理してないのです。こいつは、こいつは、こいつは、国費をもつてつくつた正しい図面である限り、これを採用したらどうかということなんです。現在では、この調査はやめて、それで国土調査法による調査を行なつておられます。こいつはなかなかちがひが大きいんです。北海道は、御承知のように、開拓使が入つて以来といふものが全部官有地ですから、払い下げようといふので、そういう区割りをして、アメリカ人がどのくらい来たか知らぬけれども、区割りを払い下げをしてゐる。道路が幾ら、何が幾ら、全部で幾らがつてゐるのです、全道で。で、どういふ経緯でこれが認められないのか、一時はそれにちよつとミスがあつた図面を、原図を持ってきて民事局に持ち込んださうです。それでも言を左右にしてそれを認めよう

としないということです。私はね、道という地方自治団体がつくつたのじやなくて、国費をもつて当時の内務省時代の道に委嘱してつくつたというものが、国の登記面を立証する原図として採用されないはずがないと思つてゐる。どういふわけなんですか、これは。

○政府委員(新谷正夫君) 先ほど来お話しした北海道で作成されましたその連絡調整図と申しますか、公式につくられました図面を不動産登記法の十七条の図面として採用しないかというお話でございますが、実はこのたぐひのお話のようないきさつと申しますか、民事局で採用しないというふうな措置をとつてゐるというふうなことは、私の代になつてからにはございませう。むしろ最近におきましては、この地図がぜひとも登記制度上必要である、何とかして正確なものをつくらなければならぬという意気込みで私も取組んでゐるわけでございます。場合にやりますと、現状と非常にかつ離れたような地図が残つてゐる。これは明治年間、税務署時代に作成されました図面でございますので、実態と決して合つていないといふふうなこともございませう。また場合によればもう使用のできないようなものもあるわけでありませう。そういうことを補う意味におきまして、できるだけ早い時期に正規の地図を登記所に備えよう、こいつはこいつでいろいろ計画してございませう。既存の地図の整備のこととさることながら、第十七条地図を作成することとさういふことは、ぜひともやらなければならぬということも努力いたしております。まあ一部予算化された面もあるわけでありませうが、これは何と申しても、仰せのように、早く登記所の地図を整備してまいりたいというつもりでかかつてゐるものであります。端的な話が、国土調査法に基づきまして図面ができてゐるのを登記所に送つていただいて、それを登記所の原図とするというふうな措置も講じてゐるのであります。先ほどお話しした北海道の地図につきましても、同様の正確度の高い図面のようでありま

す。私もとしましては、それをいけないという理由は毛頭ないと思います。ただ道庁に保管しておりますその地図をそのまま右から左へ登記所にか、尺貫ですか、尺貫法で規定しておるわけですね。

○田中一君 問です。

○國務大臣(田中伊三次君) なるほど。じゃ民事局長から……。

ではございませんので、できるだけ早い時期に登記所の地図を備えるという方向で、ただいまの北海道の図面も十分に活用させていただくようにしたいと思ひます。実は、先ほど申し上げたように、民事局のほうで言を左右にして拒否しているということは、最近全然ございません。

○政府委員(新谷正夫君) 私のはうといたしましては、その地図を利用していただいで登記所の地図をつくることについては、決してやぶさかではございません。むしろ、国土調査なんかの場合には、積極的に地図をつくって送ってもらいたいということを言っておるぐらいでございます。し

○田中一君 少なくとも国費をもつて、国の命令でつくっているという図面が、その信憑性がどうこうなんということは考えられないです。そして、現在は北海道は独立した自治体になっていまずけれども、これを法務省は全部国のほうに移管させることですね、これは私はできると思うので、たがひまして、これは北海道庁の事情もよく秘とも存じませうけれども、向こうで全面的にそういう協力体制に出られるのでありますれば、これはわれわれとしても喜んでこの原図を資料といたしまして将来の対策を考えなきゃならぬ、またそうしたいというふうに考えるわけでございます。

すよ。これは大臣どうお考えになりますか。ほんとうにそういうものできておりながら——おそろくたいへん金をかけたと思うのです、それをつくるには。そうしてやりながら、それが全然生きてないということは、一つのセクトですよ。そうですよ。

○田中一君 法務大臣、それは町村知事と話し合つて、国の書類として取り上げると言うと何か変に聞こえますけれども、利用するといふ道を国としてはかれませんか、はかれるはずだと思ふのですよ。

○国務大臣(田中伊三次君) お説をよく胸に置きまして、ひとつよく考えてみたいと思います。

○田中一君 北海道の住民は全部この図面によって払い下げを受けているんです。これは全くの絶對のものなんです。

そこで、いま恵庭、広島等で道路をつくってお
ります。測量その他で来るのはそれと違う。違え

のほうに移して、何も北海道庁は拒否することもありません、これを生かすのですから。そして札幌の法務局なら法務局のほうに移すということなんです。そういうことは不可能ですか、法務大臣。○国務大臣(田中伊三次郎) 私はどうもその間の事情に暗いのですが、これは北海道全域について国費で道庁に命じてつくらしておるといふ地図ですか。

○田中一君　そうです。

で、境界線がきまらないでいるんですよ。もとの
原図というものがあれば、これはもう双方の権利
者が調印してこれを確認しているんです、全部書
はしなくてもいいと思うけれども、これは急速に

ひとつ対策を考えて立ててもらいたい。

それで、山下君、地方でいま国土調査法に基づく調査をやっておりますが、一体国土調査法に基づく調査、これが現在どのくらい進んでおりますか。これ資料でも何でもいいから全貌を説明してほしい。できるなら資料をほしい、あとでもつて。

○説明員(山下武吉) お答えいたします。

国土調査を効率的に実施したいということ、昭和三十七年に国土調査を促進するための特別措

置法が制定されました。翌三十八年に政令が出まして、その法律に基づいた十カ年計画が策定されたわけでございます。したがって、進捗の状況は、その十カ年計画に基づいた進捗の状況を申し上げることが一番わかりやすいかと思えますので、ごく簡潔に申し上げます。

十カ年計画で定められました内容は、基準点の測量というのがございまして、計画では六千五百点でございました。それが、三十八年から四十二年度まで実施いたしました点数は五千二百点で、全体の八〇％行っております。それから次に土地

分類の本調査というのをごさいますして、一万六千方キロでございます。それを五カ年間に六千四百

方キロを実施いたしましたして、約四〇％進んでおります。それから土地分類の細部調査でございますが、二千五百方キロの計画になっておりますが、

五カ年間で二百方キロ実施いたしまして、八%実施。それから地籍調査でございますが、計画では

四万二千方キロでございまして、同じく三十八年から四十二年度の五年間に一万二千三百方キロ寒

施しまして、二九%実施いたしております。以上が実績になっております。いづれ資料はまた後ほど

ど届けさしていただきます。

○説明員(山下武君) はい。

○田中一君　これは宇垣だ。これは農垣だといふ
実態調査になっておりますね、これは。これは日

本国土全部やつた場合には、いまの十カ年計画でいつて何百年かかるのです。やはり何百年ぐらいになるのでしょうか。

○説明員(山下武君) 間接なお答えになるかと思いますが、地籍調査だけで見てまいりますと、四十二年度までに実施いたしました全部の地籍調査が全国土の約五〇程度を実施してあるということになりますので、まあ十五、六年の間に五〇というところになりますと、大体何十年になりますか……。

○田中一君 何十年じゃないでしょう。

○説明員(山下武君) まあ年限から申しますと、相当の年数がかかると思っています。

○田中一君 そこで、四十二年度幾つきましたか、予算。

○説明員(山下武君) 全体で十二億六千万円ついております。それは全部でございます。

○田中一君 これは事業費ですか。補助金ですか。

○説明員(山下武君) 予算額でございます。

○田中一君 これはいま北海道やつていっているのですよ。法務大臣、ほくはむだじゃないかと思うのですよ。明治二十九年から実施して完成しているものが、この国土調査法に基づく国土調査というものは非常に疑問があると思うのですよ。というのは、かつての登記されている土地というものは、明治初年登記法——登記法というよりも、地租が税金の一番最初のように聞いておりますけれども、明治五年にできた土地の登記というものは、余分に登記すれば税金取られるのですから、一坪一銭か二銭、あるいは五厘で買った土地かも知れませんが、そういうことで、地租がもとで税金取られるから、非常に小さく申請しているものなんです。ところが、実際に国土調査やつて調べてみると、相当な延びがある。山林などは、三割八分ぐらい私が調査したところでは延びになつていて、ところがある。どんなに小さいところでも、縮まっているものは一つもありません。必ず三割から、一割五分、二割五分ぐらいはあたりま

えです。山林など、私の調べたところでは、大きいものは五割ぐらい小さく登記されているというものが多のですよ。こういうものは、結局国土調査やると、これがそのまま登記されてしまうのです。あれは総理大臣が認定であつたかすれば、そのまま登記されてしまうのです。そうすると、すぐに翌年から税金がかかるわけです。いままで、メートル法ではちよつとわからぬけれども、何町何反というものが、すぐにならぬ延びが見えられて税金がよけいにかかる。税金は現金支出ですから、農家にとっては非常に大事です。それで、これをいまから七、八年前にやめさせたのです。登記されても、旧登記面積で税金を取れといって、経済企画庁長官と自治省との間に協定を結んで、通達を出して、一府県単位で完成しなければ税金取りませんという通達を出しているはずですが、硬に主張してそうなつていっているのです。そういうふうなものを国土調査法で行なつていられるにかかわらず、またいま北海道で国土調査の仕事をやつていられるのです。かつての投下した資金というか、金というものをむだにしてしまつていっているということ、何としても生かしてほしいという願望があるわけです。北海道なんかやる必要ないですよ。そこから移動させなければいい。原因ができてい、十七条原図というのでできているのですから。ことに、いまの国土調査法でやると、おそろしく何百年とかかるのじゃないかと思つて、これは白髪三千丈なら千年かかると言つて私は笑つていられるのです。

民事局長、五月二十何日かの——二十四日だったか、二十日だったか、全国の法務局長会議があつたでしょう。あのときに、はつきりこの図面で十七条を基礎としたいという言明をしたのはほんとうですか。

○政府委員(新谷正夫君) 先般法務局長と地方法務局長の会合を開催いたしました。これは主として管理業務の面についての会議でございます。したがって、個々の登記事務その他の行政についてはあまり立ち入った協議はいたさなかつた

のでございますけれども、しかし、予算の説明をいたします段階で、先ほど私もちよつと御説明申し上げましたように、法務局の地図の整備ということは非常に大事な事業であり、われわれもそれを重点として考へているので、なるべく早くこれを實現したいということを説明いたしましたことはございまして、その際に、先ほどの国土調査法に基づく地図、これは北海道に限らず、全国各地でつくられておりますものでもできるだけ活用して、法務局のほうの地図の不備なところを補つていくようにという考へ方でも従来やつてきておりますので、その趣旨の説明はいたしたと思つてはおりますけれども、具体的にいま先生のおっしゃるような趣旨での説明はなかつたと思つております。

○田中一君 これは先ほど法務大臣が言つたから、この問題は、連絡調査図というものは、これはひとつ生かすようにしていただきたい。

それから最後に伺いたいのは、今度は全国の調査士会も自分で事務を持つた。東京も持つております。各地とも全部そういうことになると思つております。ここに、共済事業というところに重点があるならば、これらのいわゆる民族に奉仕しているというより、国民に奉仕しているというより重要な仕事をしていられる人たちのために、これに付随するものとひとつ積極的な方法をとつてやつてほしいと思つております。それは、たとえば一万五千人という数があるんですから、そこに老後の年金制度的なものをつくつてやるのか、あるいはこれに付随するいろいろな事業が行なわれるような指導をしてほしいと思つております。そうして、資格者は大体三万人程度いると思つております——業を営んでいる者が一万四、五千人だと思つてはいただけないで、これで業として生活が立つんだということになりますと、もう少し業者がふえると思つてはいただけます。法律によつて、たしか二年間一べんも業務を営まぬと営業ができなくなるんだということになつておつたはずですね。だから、だんだん減つてくるんです。だから、生活ができる報酬、それから保障、こういうものを十分に考慮して、重要

な、国民の財産を保障する業務なんです。そういう点についてひとつ、今回の改正の趣旨が大きな前進とするならば、なお一そう、田中さん、あなたこそ一ぱいは大臣するらしいから、その間に——弁護士商売から見たらこんなものちよつとかなんか、ひとつ十分に考へてやるようにしていただきたいと思つております。

私これで質問を終わります。

○委員長(浅井孝君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時一分散会

六月九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は五月十八日)

一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

第四号中正誤

ベシ	段行	誤	正
二	二	審理件数	新受件数
三	四	点	意見
四	三	〇 正確	不正確

第五号中正誤

ベシ	段行	誤	正
三	一	二十九名	二十七名
五	一	〇 最高	最初
八	四	から 終わり	こういう
九	三	から 終わり	高木一さんと

三	二	から 終わり	古い方とか、	古い方と
三	二	〇	内容	内容
三	三	三	よういう	こういう
三	三	八	六%	一・五%
七	四	から 終わり	定員	欠員

第六号中正誤

ベシ	段行	誤	正
二	二	から 終わり	増員
四	三	五	という
八	四	二	接配

昭和四十二年六月二十二日印刷

昭和四十二年六月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局